令和3年 12 月 28 日 15 時 00 分 資料配布 近畿地方整備局 滋賀国道事務所

国道8号 災害対策基本法に基づく道路区間指定の廃止について

国道8号滋賀県長浜市木之本町(木之本交差点)~国道8号道の駅竜王か がみの里(滋賀県蒲生郡竜王町鏡)については、12月27日11時45分に災害 対策基本法に基づく道路区間指定を行ったところですが、12 月 28 日 15 時 00 分に当該道路区間指定を廃止しましたのでお知らせします。

記

路線名	廃止する区間
国道 8 号	滋賀県長浜市木之本町(木之本交差点)~ 道の駅竜王かがみの里(滋賀県蒲生郡竜王町鏡)

<取 扱 い>

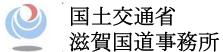
<配布場所> 滋賀県政記者クラブ

く問合せ先>

近畿地方整備局 滋賀国道事務所 電話 077-523-1741(代)

> **策崗 正樹 (内線205)** 副所長(管理) 営業 厚 (内線441) 管理第二課長

【位置図】 国道8号 災害対策基本法 廃止区間



多若狭 百厘方面 長浜市木之本町地先 · 263 · 234 ~蒲生郡竜王町鏡地先 IE 延長(58.5km) 輪之内 1094 度根付 賀 滋 愛知/// 沖幕 Outex 胶质山 近江八幅〇 AN EMILL